⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

【技術提案①】

【工事目的物の性能・機能関連】

【施工精度の向上】

・沈下が予想される海底地盤上の埋戻し工事を行う際に、藻場海底基盤造成出来形の精度向上を図るための管理に関し、どのような配慮を行うか。

（着目点）

・本工事では、藻場の造成に伴う海底地盤上への土砂投入・埋戻し工事の実施により、現況地盤の沈下が予想されるところであり、沈下を前提とした海底基盤造成の出来形管理の精度向上・確保が重要となる。

ついては、①現況海底地盤面の確認に係る配慮事項、②沈下板測定の精度向上に当たっての配慮事項、③埋戻し土砂の投入に係る配慮事項、④施工途中の出来形の段階確認における対応策、⑤施工完了時造成高さの設定に係る対応策、等、出来形精度の向上を図るための配慮事項等に着目し、各項目ごとに提案を求めるものである。

【技術提案②】

【社会的要請関連】

【特別な安全対策】

・海上作業を伴う埋戻し工事の実施に当たって、近接する防波堤及び護岸等の既設構造物並びに岩国飛行場の運用への影響を低減するために、どのような配慮を行うか。

（着目点）

・本工事の実施対象区域においては、防波堤や護岸等の既設構造物並びに岩国飛行場が近接しているところであるが、藻場海底基盤造成に係る埋戻し工事の海上作業に伴い、既設構造物や飛行場運用への影響が懸念されることから、影響を回避・低減するための施工上の配慮が求められる。

ついては、①海上作業船等の既設構造物への接触を防止するための対応策、②転移表面下の海上作業における飛行場運用への影響を回避するための配慮事項、③突発的緊急事態における対応策、④ヒューマンエラー防止等に係る作業船員や工事作業員等への安全教育、⑤埋戻し工事に伴う既設構造物の変位監視に係る対応策、等、近接する既設構造物や飛行場運用に対する特別な安全対策に着目し、各項目ごとに提案を求めるものである。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア、イの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。

ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とイによって得られる「加算点」及びウによって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。

⑷　⑴の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑸　その他受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233　ＦＡＸ082―222―3027

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所等

ア　交付期間　平成24年11月22日から平成25年２月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。

文書類　：ＰＤＦ（Acrobat８形式）

図面類　：ＰＤＦ（Acrobat８形式）

数量表等：excel（2003形式）

申請書類：word（2003形式）又は一太郎（2008形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため希望する者は、印刷物の貸与を依頼することができる。なお、その場合は事前に⑴へ連絡を行うこととし、貸与した入札説明書等は実費負担により返却するものとする。

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成24年11月22日から同年12月12日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）金曜日は午後６時まで。最終日は正午までとする。

ただし、紙入札方式による場合は、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。最終日は正午まで。